

## 会議録

名称	平成30年度第6回 情報公開・個人情報保護審議会
日時	平成31年3月29日（金）午後2時から午後4時まで
会場	目黒区総合庁舎本館1階E会議室
出席者	(委員) 浅田、植野、岡田、森田、河野、いいじま、石川、西崎、伊藤、荘島、福谷、上田、中野、平尾 (区側) 企画経営部長、広報課長、産業経済・消費生活課長、障害福祉課長、情報課長
傍聴者	なし
配付資料	<事前配付資料> 諮問事項の資料 前回諮問事項の修正資料 <席上配付資料> 前回答申文 諮問文 座席表、審議会委員名簿（第16期）
会議次第	1 会長あいさつ  2 諮問事項 (1) プレミアム付商品券事業に伴う外部委託等に係る個人情報の取扱いについて (2) 音声版広報等の配布委託に伴う個人情報の取扱いについて  3 その他 (1) 前回諮問資料の審議承認内容への変更について（障がい者アート展覧会事業）
発言の記録	別紙のとおり

## <平成30年度第6回審議会発言記録>

### 1 会長あいさつ

会長	<p>昨日までと打って変わって急に寒くなってまいりましたので、体調には十分気をつけてお過ごしいただければと思いますが、本日は、もう年度末ぎりぎりというお忙しい中、ご出席いただき、ありがとうございます。</p> <p>もう毎回、枕のようにお話をしているところではございますが、審議会の運営について確認いただきました中で、守秘義務というものがございます。委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない、その職を退いた後も同様とするという項目がございますので、いま一度ご確認いただきたいと思っております。</p> <p>本審議会は、区としての意思決定の過程にある事業等の個人情報の取り扱いを審議するものです。仮に審議会の資料について行政情報の開示請求がありましても、区としては、情報公開条例7条3号エに基づき、不開示といたします。また、情報セキュリティ保護の観点からも、委員会で配付された資料を公表するということは、まだ意思決定の過程の問題ですので、慎んでいただければと思います。審議会以外の場でお話しになったり、ご自身のウェブサイトやSNSで公開、拡散することは守秘義務に反することになりますので、厳に慎んでいただきますようお願い申し上げます。</p> <p>一言、お願いを申し上げます。限られた時間の中でのなるべく多くのご意見をいただきたいと思っておりますので、各委員の発言は、明瞭かつ簡潔にお願いできればと存じます。当たり前なんですけれども、区側でもそのように心得ていただければと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>それでは、議事に入る前に、事務局から委員の出席状況についてご報告をお願いいたします。</p>
区側	<p>本日の出席状況をご報告いたします。</p> <p>前田委員、宮内副会長、山田委員、深山委員、佐藤委員、橋爪委員、6名の方から、ご欠席の連絡をいただいております。現在の出席者は20名中14名ということで、定足数を満たしております。</p>
会長	<p>ありがとうございます。ぎりぎりというところで何とか満たすことができました。</p> <p>それでは、傍聴についてです。</p>
区側	<p>傍聴は、なしです。</p>
会長	<p>では、本日は傍聴人なしということで進めてまいります。</p> <p>次に、事務局から配付資料の確認をお願いいたします。</p>
区側	<p>事前にお送りしました資料と、席上に配付いたしました資料のご確認をお願いいたします。</p> <p>まず、お送りいたしました資料、番号1から3でございます。それから、本日、席上に配付いたしました、資料4として前回の答申文、資料5として本日の諮問文、座席表と名簿、本日の次第がございます。</p> <p>不足等ございませんか。もしありましたら、挙手でお知らせいただければと思います。よろしいでしょうか。</p>

会長	では、次第に沿って議事を進めてまいります。次第の諮問事項（１）プレミアム付商品券事業に伴う外部委託等に係る個人情報の取扱いについて、区から説明をお願いいたします。
----	---

## 2 諮問事項

### （１）プレミアム付商品券事業に伴う外部委託等に係る個人情報の取扱いについて

区側	（資料により説明）（約 17分）
会長	ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。
委員	1点だけ確認をさせてください。資料1－3の4、個人情報を含むデータの送受信で「区と関係行政機関との間」の関係行政機関というのは、具体的にどこを指すのでしょうか。
区側	区が資格要件の確認のために情報の交換等を行う関係行政機関ですが、例えばDVの被害者の場合は東京都でございます。あと、いわゆるハンセン病患者の方で受給などを受けている方については厚生労働省と、データの送受信を行う場合がございます。
委員	そうすると、ここで言っている関係行政機関というのは、今、想定されているのは東京都と厚生労働省？
区側	あと、先ほど申し上げました、例えば児童が親元を離れて入所しているような場合に、その実際に入所されている施設のある自治体とも行いますので、国とも行いますし、都とも行いますし、各地方自治体と行う予定でございます。
委員	わかりました。ありがとうございます。
会長	はい。
委員	かなり急いだ形で進められるので、なかなか大変であるかなと思いましたがけれども、委託する業者というか、やりとりを実際にやる場所に関しては、実績があるところとか、何か基準を持って区で選択するという形になるのでしょうか。
区側	今回の対象となる方がいわゆる非課税者ということで、その場合、以前に実施しました臨時福祉給付金のときのスキームをやはりある程度、活用しなければいけないということがありますので、その辺で実績のある業者、あと、当然、個人情報を扱うということになりますので、セキュリティのしっかりしたところ、そういった者を選定する予定であります。実際に事業者から、いわゆる営業のようなものもかかってきて、いろいろとお話は聞いていきながら、その辺の内容を今、精査しているところでございます。業者によっては、自分のところでセキュリティの厳しいところが確保できるということをお話しいただいているところもありますので、そういったところも業者選定に当たりましてはかなり重要な点と認識しているところでございます。
会長	何かありますか。

委員	<p>それに関連して、過去も重視ということなんですけれども、この委託業者というのは大体どのくらいあるんでしょうか。想定されているのかどうかということが1つ。</p> <p>あと、いろいろ難しくてよくわからない部分があるんですが、資料1-2のウに「コールセンター業務」と書いてありますよね。要は、当然、前回のときも、住民の皆さんは結構わからなくてコールセンターに連絡したり、多分、目黒区にも来るんじゃないかと思うんですけれども、このコールセンターの役割は非常に重要だと思うんです。ここも個人情報との関係で非常に重要なことがあるので、例えば、その業務に当たる職員に対しての事業者の教育ということもきちんと把握していらっしゃるのかどうか。</p> <p>あと、一定の期間がありますよね。例えば、その途中できちんと情報が守られていなかった場合は、途中で事業者を交代するのか、そうした場合はどうするのかという素朴な疑問なんですけれども、その辺、いかがでしょうか。</p>
区側	<p>まず、事業者の数なんですけれども、正直言って、把握はできておりません。ただ、目黒区におきましても、先ほど申し上げましたとおり、営業の方がもう10社以上来ていますし、全国で行っている事業でございますので、かなりの数の事業者が動いている。ですので、今、申し上げました10社というよりは、かなり桁が違う形で動いている。あと、うちは別に頼むとも言っていないんですけれども、ほかのところでもう仕事を請け負ったので、もう目黒ではなかなかできませんみたいなお断りを入れてくるところもありますので、かなり多くの事業者がいるんですが、いい業者は全国の自治体で既にかなり受注をいただいているのではなかろうかと考えております。ですので、その中でも、個人情報を扱うという重要さをちゃんと認識できて、セキュリティを確保できるようなところを、やっぱり目黒区でも選定していきたいと考えております。</p> <p>次に、コールセンターについては、まことにこちらの説明不足という部分もあるんですけれども、非常に制度がわかりにくい、意外に複雑な制度であるという部分もありますので、その辺について、まず制度については丁寧にご説明するというのと、申請状況等をかなり気にされる場合もあると思いますので、コールセンターの果たす役割は非常に大きいと認識はしております。</p> <p>それで、今回の特記仕様書では、こういう個人情報を取り扱う関係もありまして、いわゆる管理者を設置するという、また、従事される方についても一応、お名前等を事前報告をいただくこと、当然のことですが、こういうセキュリティに関することもそうなんですけれども、管理責任者と従事する方には会社自体がいろいろ指導をちゃんとするということは定めております。ただ、これも任せっ切りだとなかなかうまくいきませんので、区としてもなるべく関与いたしまして、こういうことはやってほしいという提案をすることと、あとはやはりQ&amp;Aですね。こういう質問が来たときにはこういうものを出すということを事業者といろいろ相談しながら、想定されるものをなるべく拾い上げて、そういったものを充実させることによって、幅広くいろいろなご質問に対して迅速に対応していけるように準備していきたいと思っております。</p> <p>その次に、いわゆる情報漏えいとか、重大な事故が起こった場合ですね。当然あつてはならないことなんですけど、その辺については、原因の究明を行いまして、是正ができるものであればそのまま業者を引き継ぐということも考えますが、そのままではまた同じような事故が起こるような事態ということであれば、当然、途中で業者の交代もやむを得ないというか、交代させることもあるということでございます。</p>
委員	<p>いいです。</p>

会長	ではどうぞ。
委員	周知について、今、低所得者向けが4万2,000人で、子育て世帯向けが7,000人という対象者が出ているんですけども、どれぐらいと見込んでいるのか。あと、これは郵送で1回だけですよね。万が一、かなり少なかったり、理解ができてなかったり、周知が徹底できなかったりした場合は、何かまた考えているかどうか。
区側	先ほど臨時福祉給付金の話を申し上げました。あちらは申請があつたらお金を振り込むような形で対処しておったんですが、今回につきましては、商品券を買っていただく、つまりお金を出していただかないとプレミアムの分が手に入らないというところもございますので、それに比べると、かなり申請者が減る可能性も危惧しているところでございます。ですので、委員のご質問、ご指摘のとおりで、例えば申請の数が少なかった場合、どういうことをするのかということは、今のところ、念頭には置いてはいるんですけども、できればそうならないように、周知とか、非課税者にご案内するときに、なるべく申請をいただけるように広報活動に努めていきたいなと考えているところでございます。
委員	こういう新しいことをやると、必ず悪質な詐欺が連動してくるじゃないですか。そこら辺の注意事項とか、どこどこ連携して注意していくというのは何か考えていますでしょうか。
区側	この事業にかかわらずなんですけれども、やはり高齢者の方ですね。今回もかなり対象になるかもしれないと考えてはいるんですけども、そういった方を狙って、そういう詐欺や悪質な商法といったものがいろいろとあるということは認識しておりますので、区役所内の各関係所管、くらしの相談窓口、滞納対策課、消費生活センターあたりとも連携して、そういった被害に遭わないように、例えばこういったものを利用した詐欺行為などがあつた場合には、すぐ広報活動、ホームページで周知する、広報課でツイッターでつぶやいていただくとかいったこともやっていかなきゃいけないかなとは考えております。
会長	よろしいでしょうか。 では、どうぞ。
委員	資料1-24のファイル交換サービスについて確認させてください。申し上げるまでもなく、この場は個人情報保護審議会ということで、個人情報の保護に限って確認させてください。 結論から申しますと、暗号化されるのは通信だけではなく、ファイル自体も暗号化すべきではないかという確認です。その前提として、そもそもファイル交換サービスでどのような個人情報が乗るといふか、利用されるのかと、先ほど申し上げた、ファイル自体の暗号化の予定はないのかという2点をお願いします。
区側	まず、ご指摘のとおり、確かに通信の暗号化だけではなく、ファイルを暗号化いたしまして、それを送受信していくということが肝要だと思いますので、そのように進めていくということでございます。
委員	それは、私が読み落としただけで、どこかには書いてありますか。
区側	失礼いたしました。資料1-23をごらんいただいてもよろしいでしょうか。こちらの2、

	<p>セキュリティ対策のところ、個人情報ファイルの暗号化ということで、電子ファイルについては暗号化をして送受信を行うというものでございます。当然パスワードを設定しまして、そのパスワードは、管理権限のある者にしか知られないような形のものを考えております。</p> <p>それから、その際、どのような個人情報がファイルで送受信されるのかというご質問でございますが、こちらにつきましては、資料1-3のところ、こちらが主なものになるんですけども、例えばコールセンター業務のところ載っております申請書に記載されている情報、それから、実際に引換券の申請をしていただいた方については、その引換券を発送したり、もしも対象でない場合は不交付の通知を送らなければいけませんので、その辺の情報についても委託業者とやりとりすることになります。</p>
委員	<p>ファイルの暗号化なんですけれども、資料1-23は、LGWANの中でメールでやりとりをする、そのメールに添付するファイルのことを言っているのであって、私からお尋ねしたのは、次のページのファイル交換サービスについてです。昨今、ファイル交換サービスからID、パスワードが漏えいして、そのファイル交換サービスに保管されたファイルが漏えいするという事故が起きておりますので、仮にファイル交換サービスを使うためのID、パスワードが事業者から漏えいしたとしても、そのファイル自体に暗号化がかかっているため情報は漏えいしないというためのファイルの暗号化をお尋ねしています。</p>
区側	<p>確かに、そういったQがございまして、LGWAN、事業者とファイル交換サービスを行う場合におきましても、通常のいわゆるインターネット回線で行うわけではなく、LGWAN-ASPという閉塞されたエリアで構築したネットワークの中で、民間事業者のLGWANの運営主体のお墨つきを与えた業者しかASPは使えないんですけれども、そういったLGWAN-ASPを使える事業者を委託業者を選んでやることによって、そういった情報漏えいを防ぎ、一定の情報セキュリティの確保をしていきたいと考えます。</p>
委員	<p>資料1-24の1行目に「無料のものからより安全性の高い有料のものまで」と書いてあるんですけど、これは、ファイル交換サービスは、インターネットといいますか、LGWANの外のものではなく、LGWANの中のものですか。</p>
区側	<p>はい。こちらはイメージでございまして、これですと、やはりかなりご懸念されているような部分は心配はぬぐえないというものはありますので、実際に委託する業者につきましては、それなりのLGWAN-ASPなどにちゃんと対応している業者を選定したいと考えているところでございます。</p>
委員	<p>そうしますと、このファイル交換サービスを使うには、LGWANに入れないと使えないということですか。</p>
区側	<p>そうですね。そういう対応をしている業者でないと、逆に入れないということになります。</p>
委員	<p>一番最初の質問、確認に戻るんですけども、では、このファイル交換サービスにおいても、通信の暗号化に加えてファイルも暗号化されるということでよろしいですか。</p>
区側	<p>はい、そのとおりでございます。</p>

委員	ありがとうございます。
会長	はい。
区側	補足いたします。先ほど課長からLGWAN-ASPというお話もあったんですけど、今、資料1-24でお示ししているのは一般的なインターネット回線で、確かに委員おっしゃるとおり、パスワード、IDが漏えいすると誰でもアクセスできるものについてのイメージ図となっております。先ほどお話ししたLGWAN-ASPというのは、こういう誰でもアクセスできるものとは別の、もっと次元の高いセキュリティ度、業務イメージとしては近いんですけども、このイラストで表示されている誰でも触れるというものよりランクの高いセキュリティということで、今、お話ししたとおり、その場合であっても、ファイルそのものにもパスワードをかけてセキュリティ度を高めるという、今回の資料にはそのことは書いてないのですけれども、本日、皆様からいただいたご意見をもとに、個人情報保護をさらに徹底していきたいと考えておりますので、通信回線が安全なものであっても、そうしたセキュリティも忘れずに行っていきたいと考えます。
委員	わかりました。ありがとうございます。結構です。
会長	ほかの方はいかがでしょうか。 はい。
委員	そうすると、業務委託の委託先は1社ということになるわけですね。要するに、最終的には、どこか1社に頼んで、そこがいろんな業務をやっていくということになる。
区側	委託業者なんですけれども、できれば全てオールインワンで、1社でお願いしたいところではあるんですが、商品券の部分で換金の業務などがございまして、そういったところできないような事業者もあるので、今のところは2社程度を考えているところがございます。これは情報セキュリティの関係とはちょっと違うところで、換金業務といったものはなかなかできるところが少ないということもありますので、前半と後半で事業者が複数になる可能性があるところがございます。
会長	皆様、よろしいでしょうか。
区側	補足の補足をよろしいでしょうか。先ほどファイル交換サービスについて、LGWAN-ASPはセキュリティ度が高いというお話をしたんですけども、LGWAN-ASPでないファイル交換サービス、一般に開放されたインターネット回線を使用する場合であっても、その中でもさまざまなランクがありまして、セキュリティ度があまり高くないファイル交換サービス、一般回線であっても非常にセキュリティ度の高いものもありますので、もしLGWAN-ASPを使える業者でないところを使うことになった場合であっても、一般の回線でもセキュリティ度の高いものを使用するという方針でありますし、その場合でもファイルそのものに対するパスワードをかけて保護するということは生かして変わりませんので、ご承知おきいただければと思います。
会長	皆様、よろしいでしょうか。

	はい。
委員	単純な質問なんですけど、資料 1 - 1 5 の別紙 3 は、全国統一の様式ということなんですか。
区側	こちらは、おっしゃったように全国統一の様式なんですけど、内容を変えなければ、ある程度、変えてもいいということを国のほうでも言われておりますので、これをそのままということでもなく、多少変わる可能性はございます。
委員	いずれにせよ、これは総務省ですか、経産省ですか。
区側	こちらは、現状は内閣府ですね。
委員	内閣府が示しているんですね。
区側	ただ、5セット買うというところは変わりませんので、5つを <u>購入</u> できるというあたりのも のについては変わらないということでございます。
会長	よろしいでしょうか。 それでは採決に移ります。賛成の方は挙手をお願いいたします。 (賛成者挙手)
区側	1 3 名、全員賛成でございます。
会長	ありがとうございました。諮問については是とさせていただきます。 続きまして、諮問事項 (2) 音声版広報等の配布委託に伴う個人情報の取扱いについて、区 から説明をお願いいたします。

(2) 音声版広報等の配布委託に伴う個人情報の取扱いについて

区側	(資料により説明) (約 1 0 分)
会長	では、ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。
委員	2つありまして、1つ目、簡単なほうから。資料 2 - 1、下から 2 行目に「氏名、住所、電 話番号」とあるんですが、郵便番号は扱わないんでしょうか。
区側	1 点目につきましては、住所等で郵便番号はわかりますので、基本的にはこの 3 情報となり ます。
委員	郵便番号は業者には渡さないんですね。
委員	そこに書いている中身は見えますが。

区側	ただ、住所等で郵便番号はわかりますので。
委員	11人の方の個人情報を委託先に開示すると思うんですけども、開示するその情報の中に郵便番号は書かれていないということですね。
委員	郵便番号そのものが個人情報になるわけではないから入ってないんじゃないですか。
委員	郵便番号は個人情報ではないですか。
区側	補足させていただきます。郵便番号自体は、配達のエリアを設定していますから、入りません。ただ、それが住所や名前とつながる、一緒に記載されることによって一体の個人情報の範囲の中に入れられることはあるのかもしれませんが、郵便番号単体で個人情報とは扱えない。ご質問のように、実際ここで個人情報として郵便番号は記載しておりませんが、住所と同じ扱いで、頭に郵便番号を入れて書くということはある。
委員	そうしますと、事業者のほうで郵便番号を調べるということですか。
区側	障害福祉課から利用者の名簿を提供する際に、住所と一緒に郵便番号が記載されたまま渡ると。
委員	そうすると、11人の方がAさん、Bさんとあって、Aさんの郵便番号は何で、Bさんの郵便番号は何という形で渡すんですよね。
区側	そうです。
委員	そしたら、そのときのAさんの郵便番号は個人情報ですよ。
区側	今のご指摘、郵便番号だけなら諮問事項にはあたりませんが、住所と一緒にですので、この資料2-1の3の記載のところに、「氏名、住所、電話番号」、さらに「郵便番号」の記載が必要だと思います。
委員	ですよ。
区側	はい。そういう認識でご審議いただければと思います。
委員	はい。 2つ目なんですけれども、2、委託事業の内容の(4)事業の履行場所で、下目黒福祉工房というところまで限定されているんですけども、場合によっては両方、委託した事業者の方がここまで来て事業をやってもらうということなんです。
区側	下目黒福祉工房の中で専用の機械があって、そこで録音したものをCDにして送るといことになります。
委員	その送るといところ、複製は個人情報を扱うのに関係ないのでいいんでしょうけれども、

	複製したCDを先ほどの袋に入れて、そこに個人情報の宛名を貼り付けてという作業は下目黒福祉工房で行うわけですね。
区側	そうです。
委員	そこの福祉工房で行う事業者はまだ決まってないわけですね。
区側	指定管理事業者で社会福祉事業団というところが行っていて、実際はそこの利用者が受注作業として行っているというところになります。
区側	受託事業者は、社会福祉法人目黒区社会福祉事業団です。そこに、下目黒福祉工房という工房の事業運営を全部、区が指定管理者としてお任せしています。ですから、社会福祉事業団が受託者です。
委員	それはもう受託者として決まっているわけですか。
区側	決まっています。
委員	わかりました。
区側	社会福祉事業団と区が委託契約を結ぶという形になります。実際の作業をされるのは、従業員ではなく、福祉工房を利用されている障害をお持ちの方で、事業団が工賃という形で収入を得る。そういう形でやっています。ですから、1つ、この事業というのは、音声データの電磁データを送って利用していただくということと同時に、福祉工房を使って作業をしている方の仕事を提供し、工賃を受け取る一助にするという流れでございます。当時、説明しましたけど、29年度までは下目黒福祉工房を含む直営でございましたから、全てが区の中の事業で完結していたものが、指定管理者に切りかわったときに、委託をして、本来こちらに諮問すべきことが漏れて、変更がちょっと遅れてしまったというところでございます。ですから、来年、障害福祉課ではなく、広報課と選挙管理委員会が社会福祉事業団と直接契約を結びますけれども、やる中身は同じでございます。
委員	結構です。ありがとうございます。
会長	ではどうぞ。
委員	ちょっとそれに関連するんですが、個人情報との関係じゃないんだけど、そうすると、今までこの事業というのは直営だから、福祉工房がやっていたよね。例えば、指定管理者がかわった場合は、必ずここの指定管理者がこれを扱うということになるんですか。
区側	そういう決めはありません。冒頭お話ししたように、その指定管理の本来業務としてこの事業が入っているならば、指定管理業務の一環でされます。そうすると、下目黒福祉工房ではなくて、ほかの、例えばA福祉工房とかB福祉工房にお願いすることもできます。区立の福祉工房で運営は事業団がやっていますが、普通の会社もできます。簡単な作業ではあるんだけど、やはり工賃を福祉の一助にしようという流れで、今、下目黒福祉工房にお願いしている。

委員	それはすごくわかるんです。今は下目黒福祉工房の指定管理者が事業団だから、指定管理以外の業務、委託事業者としてやってもらおうと。これは永久にそのように行うのですか。
区側	下目黒福祉工房の指定管理者が、目黒区の社会福祉事業団ではなくて、例えば他の区の社会福祉事業団などになったときに、この事業も他区の事業団の委託業務とするのか、この事業は目黒区の法人に委託するのかは、その時に判断することになります。
委員	現状は、こうという形なんですね。
区側	そういうことです。
委員	わかりました。了解。
会長	ほかの方はいかがでしょうか。
委員	今のお話を聞いていて、幾つかの質問なんですけれども、今回、配付を委託して、委託の業務で取り扱う個人情報のところで、お名前と住所はわかるんですけれども、電話番号という個人情報も業者にお渡ししなければいけないのはなぜなのかなど。
区側	それに関しては、必要最小限の情報ということで、障害福祉課でご本人のそれ以外のさまざまな情報も持っていて、区立の福祉工房ですので、当然、日常的に障害福祉課とやりとりはしていますので、何かあった場合の対応も含めて、例えば電話番号等について、必要があれば、当然、こちら障害福祉課で対応しますけれども、あくまでもデイジーにかかわる必要最小限の情報の提供という形で、ここに記載の情報を挙げているということでもあります。
委員	あまり重箱の隅をつつくようなことは言いたくないんですけれども、例えば自分がもし利用者の立場だったら、やはりなるべく余計な情報をいろいろ開示したくないと思ったときに、物を配付するだけだったら、何も電話番号のようなものは知らせなくてもよいのではないかなと思ったんですが。
区側	ただ、緊急にトラブルがあって届かないとか、遅れているといった場合がございますので、迅速な対応をする上で、特に視覚障害の方は基本、音声というか電話でのやりとりしかできないもので、これについては、緊急時の対応とか届かないという場合に電話をします。
委員	利用者の方のご了解は得ているということによろしいですか。
区側	そうです。はい。
委員	はい、わかりました。
会長	よろしいでしょうか。 それでは採決に移ります。賛成の方は挙手をお願いいたします。 (賛成者挙手)
区側	13名、全員賛成です。

会長	<p>賛成13名、反対ゼロということでございますので、諮問については是とさせていただきます。</p> <p>以上をもちまして、本日予定しておりました諮問に係る審議は終了いたしました。</p>
----	---

### 3 その他

#### (1) 前回諮問資料の審議承認内容への変更について（障がい者アート展覧会事業）

会長	<p>次に、その他の（1）前回諮問資料の審議承認内容への変更について、区から説明をお願いします。</p>
区側	<p>では、広報課から資料の修正についてご説明いたします。</p> <p>2月4日の第5回審議会におきまして、障がい者アート展覧会事業の外部委託に伴う個人情報の取り扱いについて諮問いたしまして、ご承認いただいたことはご記憶していらっしゃるかと思います。そちらにつきまして、2月にご承認いただいたとき、当日の資料に記載されていない事項がありました。本日は前回の答申の内容をおつけしてあるんですけど、答申の中で、今回、資料を承認内容に合わせて変更したところがございますので、それに合わせて資料の修正を行いましたことを皆様にご確認いただきたいと存じます。</p> <p>本日、修正後の資料ということで、資料3-1から3-15までおつけしておりますが、修正をした箇所にアンダーラインをつけております。主な点について、一緒に見て、ご確認いただきたいと思います。</p> <p>まず、資料3-1をごらんください。下のほうの目的や内容の点ですが、前回は、対象者につきまして、「区内の障害者福祉施設に通所している方」という記載でございましたが、お話ししていく中で、広く募集するというご承認いただいたということがございまして、前回の記載ではなく、ご承認いただいた内容で、「区内で美術作品を制作する障害のある方」と表記を改めました。</p> <p>おめくりいただきまして、資料3-2をごらんください。こちらはページごと新しくなっておりますが、4の委託業務で取扱う個人情報は、前回お諮りしたときに、最初、パソコンは使わないで、紙だけでやりとりということですけども、実際には端末入力があるということで、改めて表の形で表しました。取り扱う個人情報の項目は一緒なんですけども、端末入力がある、なしというのを業務ごとに切り分けて一覧化しました。</p> <p>5の情報セキュリティ対策につきましても、前回、個人情報の保護ということで、仕様書のとおりになりますというだけの記載だったのでですけども、それだけでなく、表に記載のとおり、管理責任者を定めるとか、研修を行うといった電算処理を伴う場合のセキュリティ対策を明記いたしました。</p> <p>次に、資料3-3の内容は表の後半ということで修正はないんですけども、少し先に参りまして、資料3-6と3-7が新たに加わったものです。資料3-4と3-5は、前回おつけした流れ図に、電算処理を伴うところがアンダーラインつきで修正になっております。</p> <p>資料3-6が、個人制作者が応募する場合というのが前回には説明する資料がございませんでしたので、施設に通う方以外の個人情報の取り扱いということで新たに作成したものです。施設利用者と違う流れとしましては、区が情報を受け付けるということが大きな違いです。例えば、資料3-6と3-4を見比べていただきますと、資料3-4は施設に通われる方は受諾者が最初から案内や通知のやりとりを行います、資料3-6の個人制作者につきましては、区が募集案内をして、受付をして、作品カードを受け取ってということで、この部分は委託業</p>

務にはなりません。そういう説明が前回は漏れておりましたので、この図でご理解いただけるかと思えます。作品カードを受理した後は、委託業務の流れに乗せるということです。区の間与が多いわけなんですけれども、作品の収集やお戻しをするのも区のほうから行うということで、かかわり方が施設を利用する方とちょっと違って来る、その部分は委託ではなく区が直営で行うという流れになっております。ご確認をお願いします。

資料3-8以降は、作品カードになります。前回、審議の際に皆様からご指摘いただいた点を修正しております。

例えば、資料3-8ですと、上から三、四行目に、個人情報を目黒区美術館（公益財団法人目黒区芸術文化振興財団）が取り扱うということをも記載して、作品カードを記入する方が個人情報がどう取り扱われるかがわかるような形にいたしました。

1枚おめくりいただきまして、資料3-10、真ん中よりちょっと下の注意事項の5番目は、前回のご審議のときに、個人情報の保存の期間で廃棄についてちょっとわかりづらいというご指摘がありましたので、期間を明記しました。あと、前回、お問い合わせ先は受託者だけだったので、今回、広く募集する際に区の担当部署も直接、受付いたしますので、担当部署の連絡先も明記したのが下の右側の囲みの中です。

少し進みまして、キャプション（名札）は変わりませんが、資料3-12からの個人情報の特記仕様書です。前回おつけしたものは、電算処理を伴わない、紙だけの特記仕様書だったのですが、実際にはパソコンで個人情報を取り扱うということで、資料3-13におきましては情報処理機器の利用や電磁的記録の授受、資料3-14におきましては電磁的記録の消去といった、前回、漏れていた部分を補いました。アンダーラインの箇所となります。

ちょっと長くなりましたが、以上の点を変更いたしました。

会長

ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。基本的には、前回ご審議いただいた内容に合わせて資料を適切に修正したという形になります。よろしゅうございますでしょうか。

会長

以上をもちまして、本日の会議を閉会とさせていただきます。それでは散会いたします。本日はどうもありがとうございました。

以 上